

第120号

横浜市報調達公告版

発行所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市役所

【調達公告】

- △ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
（住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託 一式） 2
- △ 特定調達契約の落札者等の決定 5

調 達 公 告

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始
次のとおり提案書の招請を行う。

令和5年10月3日

契約事務受任者 横浜市市民局長

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量
住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託 一式
- (2) 業務内容
提案書作成要領による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年1月31日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条に基づく債務負担行為)
- (4) 履行場所
横浜市市民局窓口サービス課ほか

2 提案書の提出者の資格

提案書を提出しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ提案書の提出者の資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)において「316:コンピュータ業務」又は「320:各種調査企画」に登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 令和5年10月13日(参加表明手続の期限)から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく政令により、標準化の対象と位置付けられた20業務(※)のいずれかについて、国又は地方公共団体の業務システムの開発、保守、運用支援、プロジェクト管理または調達支援等の委託業務を実施した実績があること。
※20業務:住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でないこと。

3 参加表明の手続

当該プロポーザルに参加しようとする者(前項第2号に規定する登録のない者で、提案書作成要領に定める名簿登載手続を行う者を含む。)は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限
令和5年10月13日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法及び提出期間
提案書作成要領による。
- (3) 提出場所(次号に掲げるものを除く。)
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市市民局窓口サービス課(横浜市庁舎12階)
鈴木、大迫、後藤、指宿 電話 045(671)2177(直通)
電子メール: sh-hyoujun@city.yokohama.jp
- (4) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市財政局契約第二課(横浜市庁舎11階)

電話 045(671)2186 (直通)

(5) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局窓口サービス課 (横浜市庁舎12階)

鈴木、大迫、後藤、指宿 電話 045(671)2177 (直通)

4 提案書の提出者の資格の喪失

提案書の提出者の資格確認結果の通知後、参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

(1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 提案書作成要領に定める提出書類 (当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。) に虚偽の記載をしたとき。

5 提案書に必要な書類を示す場所等

本招請に係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から令和5年11月7日 (提案書の提出期限) まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページよりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2023/itaku/shimin/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告日から令和5年11月7日 (提案書の提出期限) まで (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局窓口サービス課 (横浜市庁舎12階)

電話 045(671)2177 (直通)

7 提案書の提出場所及び提出期限

(1) 提出期限

令和5年11月7日午後5時

(2) 提出書類、提出方法及び提出期間

提案書作成要領による。

(3) 提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市市民局窓口サービス課 (横浜市庁舎12階)

鈴木、大迫、後藤、指宿 電話 045(671)2177 (直通)

8 提案書の無効

次の提案書は、無効とする。

(1) 第2項に定める提案書の提出者の資格を満たさない者が提出した提案書

(2) 提案書作成要領に定める提出書類に虚偽の記載をした者が提出した提案書

(3) 前各号に定めるもののほか、提案書作成要領に定める方法によらない提案書

9 受託候補者の特定

(1) 提案内容に関するヒアリング

提案書の提案者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング (横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答) を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

「住民記録システム等の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託」受託候補者特定に係る実施要領による。

10 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

部分検査終了後、単年度ごとの請求に基づき契約金額を支払う。

11 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 経費負担
提案書の提出にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (4) 提出された提案書の取扱い
横浜市に提出された提案書は返却しない。
- (5) 契約締結の交渉
特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。
- (6) 詳細は、提案書作成要領による。

12 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Outsourcing of consulting services related to the migration of standard-compliant system such as resident record system
- (2) Time-limit to express interests: 5:00p.m., 13 October, 2023(Japan Standard Time)
- (3) Time-limit to submit proposal: 5:00p.m., 7 November, 2023(Japan Standard Time)
- (4) Language: Japanese is the only language used in all the contract procedures
- (5) Contact point for the notice: Service Desk Division, Civic Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Hon-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0005, TEL 045-671-2177

特定調達契約の落札者等の決定
 特定調達契約の落札者等を次のとおり決定した。

令和5年10月3日

番号	落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地	落札者又は随意契約の相手方を決定した日	落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地	落札金額又は随意契約に係る契約金額(円)	契約の相手方を決定した手続	当該入札公告を行った日	随意契約の理由	契約事務受任者又は事業管理者
1	マルチプルタイヤタンパー (08-16) 分解整備 1台	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月28日	伊岳商事株式会社 東京都港区芝浦一丁目10番11号	107,250,000	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	交通局長
2	住民記録システム用ソフトウェア一式の借入(レンタル)	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月2日	富士通Japan株式会社 神奈川公共ビジネス部 西区高島一丁目1番2号	40,055,994	一般競争入札	令和5年6月27日	-	財政局長
3	防災指導車 1台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	飛鳥特装株式会社 神奈川県相模原市緑区長竹295番地の1	39,930,000	一般競争入札	令和5年7月11日	-	財政局長
4	高規格救急車 15台の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部 都筑区川向町880番地の1	268,950,000	一般競争入札	令和5年7月11日	-	副市長
5	水槽付小型消防車 4台の製造	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	株式会社島山ポンプ製作所 静岡県沼津市東間門2丁目1番地5号	167,200,000	一般競争入札	令和5年7月11日	-	副市長
6	防災布付き防災ヘルメット(その1) 7,381個の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	松村株式会社 中区住吉町1丁目13番地	14,313,973	一般競争入札	令和5年7月11日	-	財政局長
7	防災布付き防災ヘルメット(その2) 5,799個の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	松村株式会社 中区住吉町1丁目13番地	11,246,000	一般競争入札	令和5年7月11日	-	財政局長
8	防災布付き防災ヘルメット(その3) 7,821個の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	松村株式会社 中区住吉町1丁目13番地	15,167,265	一般競争入札	令和5年7月11日	-	財政局長
9	防災布付き防災ヘルメット(その4) 9,529個の購入	財政局契約部契約第二課 中区本町6丁目50番地の10	令和5年8月24日	松村株式会社 中区住吉町1丁目13番地	18,479,589	一般競争入札	令和5年7月11日	-	財政局長
10	消防救急デジタル無線設備機器更新委託一式	消防局総務部総務課 保土ヶ谷区川辺町2番地9	令和5年8月30日	日本電気株式会社神奈川支社 西区みなとみらい二丁目3番5号	43,843,800	随意契約	-	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号	消防局長

※「契約事務受任者又は事業管理者」に記載される副市長とは、契約担当区局の事務を担当する副市長を表す。